

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日及び休日に
おきかへて、土曜
日の翌日)

目 次

◇ 規 則
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改
正する規則

◇ 告 示
鳥取県私立学校審議会の委員の定数

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理

保安林予定森林

解除予定の保安林

土地改良事業の工事の完了

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告
採石業務管理者試験の合格者

規 則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十三号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県
規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七千円」を「八千円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(以下「改正後
の規則」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

3 昭和五十一年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けていた者に
係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかか
わらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百七十三号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第十条の規定に基づき、

鳥取県私立学校審議会の委員の定数を次のとおり定め、昭和二十五年六月鳥取県告示第二百九十二号（鳥取県私立学校審議会の委員の定数については、廃止する。）

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、私立専修学校の校長、これらの学校若しくは専修学校の教員又はこれらの学校若しくは専修学校を設置する学校法人若しくは私立学校法第六十条第四項の法人の理事 七人
- 二 私立各種学校の校長若しくは教員又は私立各種学校を設置する学校法人若しくは私立学校法第六十四条第四項の法人の理事 一人
- 三 学識経験のある者 二人

鳥取県告示第四百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
川人回生堂薬局	米子市茶町一七	昭和五十一年五月十五日
Aコピー東伯薬局	東伯郡東伯町徳万 五五八の一	六月一日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
五臓円薬局岩倉店	鳥取市卯垣 一三四ノ一三	全国	昭和五十一年五月十七日
川人回生堂薬局	米子市茶町一七	"	十五日
Aコピー東伯薬局	東伯郡東伯町徳万 五五八の一	"	六月一日

鳥取県告示第四百七十六号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二

百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四七から七八三の五〇まで、七八三の九三から七八三の九七まで、七八三の九九、七八三の一〇〇、七八三の一二三、七八三の一三七、七八三の三〇一、七八三の三〇三、七八三の五二六、七八三の九七六、七八三の九七七(以上十八筆について、次の図に示す部分に限る。)、七八三の一二八から七八三の一三〇まで、七八三の一三二、七八三の三〇二

(二) 指定の目的

飛砂の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

一の(一)に同じ。

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

一の(三)に同じ。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の二四三、七八三の七一四、七八三の七五五から七八三の七五七まで、七八三の七六二から七八三の七六四まで、七八三の九七九、七八三の九八〇、七八三の九八二、七八三の九八三(以上十二筆について、次の図に示す部分に限る。)、七八三の二三七、七八三の七五八、七八三の七六六、七八三の一〇一九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
東坪地区農業用排水事業	昭和五十一年三月二十日	名和町
青木地区農道整備事業	昭昭和五十一年三月二十七日	米子市
青山地区農業用排水事業	昭和五十一年三月十一日	岸本町
吉野地区農道整備事業	昭和五十一年三月二十五日	国府町

鳥取県告示第四百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十年十月十三日 鳥取県指令受都計第四百七十九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市安長字嶋畑
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市米町六三〇

株式会社徳田商店

代表取締役 徳田忠志

公 出

昭和51年6月8日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和51年6月15日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

受審番号	氏名	受審番号	氏名	受審番号	氏名	受審番号	氏名
1	鈴鹿 勝幸	2	久本もと子	3	熊谷 義正	5	西谷 久男
6	入江 輝明	7	松本菅比古	9	川上 和人	10	中原 伸行
15	高垣 義人	16	河村 昇	17	石上 一男	18	西村 高子
20	西村 菊夫	22	釜山 秀法	23	徳田 初雄	24	西尾 米吉
28	滝本 哲也	29	岸田 澄男	30	菅原 博臣	32	柴田 真良
33	田中晋代志	34	安田 寿治	35	安田 信治	36	金 奇柱
37	西山 寛	43	池田 一美	44	前村 和也	47	宮脇 進
49	青木 邦男	50	青木 辰美	51	安藤 義和	52	岩本 吉永
55	岸田 信隆	56	野間田節雄	57	植田 俊作	58	小椋卓士夫
60	門谷 悠良	62	中江 航士	64	山根 貞男	67	松本 洋司

68	西宮	奉詔	69	本田	和正	70	田中	脩	71	藤原	明
72	伊藤	公一	75	義国	司政	76	田栗千佳子	澄江	77	徳丸	澄江
78	広橋	静太	83	高木	央幸	87	銅山 幸三	92	77	竹村	文明
94	河野	篤彦	95	内田	修	96	長谷川武司	97	92	尾坂	昭一
100	大稔	康	101	篠原	晴洋	103	佐藤 信行	104	97	中本	純一
105	遠藤	忠美	106	前谷	徳明	107	我茂 貞義	109	104	本田	速水
110	野津	正成	113	花田	誠	116	前田 則行	118	109	本田	通秋
119	足芝	陽介	120	奥山	英寿	121	生田 益譜	126	118	妹尾	太
127	山田	利久	128	矢野	科	130	由良 一史	135	126	梶谷	照子
138	中島	明正	139	山崎	広義	142	船越 志朗				